

# 第3回富士川水系河川整備計画関係県会議 議事録

## 【開催概要】

- 日程：令和7年10月7日（火）13：00～14：00
- 会場：山梨県庁防災新館4F 403会議室（WEB併用）
- 出席者：  
（対面）山梨県県土整備部長 寺沢 直樹（代理：山梨県技監 水口 保一）  
甲府河川国道事務所 事務所長 草野 真史  
（WEB）静岡県交通基盤部長 高梨 記成（代理：河川砂防局長 山田 真史）  
関東地方整備局河川部長 室永 武司（代理：河川調査官 石川 武彦）

## 【議事概要】

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事  
(1) 富士川水系河川整備計画（変更案）について
4. その他  
(1) 富士川水系河川整備計画変更までの流れについて
5. 閉会

## 【議事録】

### 1. 開会

#### 【内藤副所長】

それでは定刻となりましたので、ただ今から第3回富士川水系河川整備計画関係県会議を始めさせていただきますと思います。

本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

本日進行を務めさせていただきます関東地方整備局甲府河川国道事務所副所長の内藤と申します。よろしく願い致します。着座にて進行の方させていただきます。

本日の会議につきましては、対面とWebを併用しての開催とさせていただいております。

開会に先立ちまして、報道関係の方々をお願いを申し上げます。事前に会議の公開についてお知らせをしておりますけれども、カメラ撮りにつきましては冒頭の挨拶までとさせていただければと思います。また取材の際には注意事項等にしながら、適切に取材等お願いいたします。議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

併せて、整備局職員による記録撮影を行っておりますので、ご了承いただければと思います。それでは本日の資料を確認させていただきます。本日の資料としましては「議事次第」、「構成員名簿」、「座席表」、「富士川水系河川整備計画関係県会議の規約」、資料1-1「変更原案についていただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方」という資料ですね。

それから資料1-2「富士川水系河川整備計画（変更案）本文」資料1-3が「本文の新旧対照表」になります。資料2で「富士川水系河川整備計画変更までの流れ」という資料をつけさせていただいております。資料について過不足ないでしょうか。

## 2. 挨拶

### 【内藤副所長】

それでは、開会にあたりまして、甲府河川国道事務所長の草野より、ご挨拶申し上げます。

### 【草野事務所長】

ただいまご紹介いただきました甲府河川国道事務所長の草野でございます。本日は大変ご多忙のところ、第3回富士川水系河川整備計画関係県会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。前回8月下旬の第2回の会議におきましては、整備計画の変更原案をお示しさせていただきまして、その後、有識者会議を行いました。そして一般の方々から、ご意見もいただいたということでございまして、こうしたご意見を踏まえた変更案を本日お示しさせていただき、議論を行っていただければと思っております。本日も忌憚のないご意見をいただきまして、より良い整備計画にしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 【内藤副所長】

それでは、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。ご協力の方、よろしくお願いいたします。続きまして、構成員のご紹介をさせていただきます。名簿の順にご紹介させていただきます。

まず山梨県県土整備部長、寺沢直樹様。本日はご都合により欠席のため代理出席といたしまして、技監の水口保一様の出席になります。よろしくお願いいたします。

続きまして静岡県交通基盤部長、高梨記成様。本日は都合により欠席のため、河川砂防局長の山田真史様になります。よろしくお願いいたします。

続きまして関東地方整備局河川部長、室永武司。本日は都合により欠席のため、河川調査官の石川武彦の代理出席となります。よろしくお願いいたします。

最後になりますが、甲府河川国道事務所長の草野真史でございます。

### 3. 議事

#### 【内藤副所長】

それでは議事に移ります。議事次第3「(1) 富士川水系河川整備計画(変更案)」についてということで、事務局より説明をさせていただきます。

#### (1) 富士川水系河川整備計画(変更原案)について

##### 【事務局】

甲府河川国道事務所流域治水課長の瀬尾と申します。よろしくお願ひします。着座にて資料の説明をさせていただきます。資料1の方をご説明しますが、本文を画面の方に移しながらお手元でできれば資料1を見ていただきながらご説明させていただきたいと思ひます。

資料1-1は関係県・有識者・流域住民からいただいた意見に対する考え方を示したのものになります。資料1-2、1-3はご意見を踏まえた整備計画の本文変更案と現行の整備計画との比較になります。

資料1-1でございますが、内容といたしましては学識経験を有するもの、関係県、住民の皆様からいただいた意見に対する関東地方整備局の考え方を示しております。できるだけわかりやすく説明する観点から、いただいた意見については、その論点を体系的に整理した上で、その意見の概要に対する関東地方整備局の考え方を示しております。学識経験者から27件、関係県から3件、住民の方からは10名の方から54件、公聴会において1名の方からご意見をいただいております。それでは説明を始めさせていただきます。

まず2ページの6行目でございます。ここに第二東名高速道路も入れてほしいというお話がございました。橋脚が富士川に入っている橋を主に記載しておりますが、その他の橋については「など」に含まれていると考えてございます。

4ページの7行目でございます。「富士川流域の地質ですが、糸魚川・静岡構造線は長方形の囲みで示されていますが、身延のあたりでは分岐する破線に断層名を表示したらどうか」というところでございます。複数の断層がございますので、個々の断層の記載については示してございません。

次、5ページ。21行目、「ニホンウナギ、カマキリ(アユカケ)が生息・繁殖しているとありますが、この2種類は河川で産卵してないので、生息・繁殖と書くのであれば、アユを追加してはどうか」というところアユを追加させていただきました。また「ニホンウナギ、カマキリ、アユカケなどの回遊性魚類とありますが、回遊性魚類には、通し回遊とか両側回遊とかあるため、細分化してはどうか」というご意見が

ございましたが、河川水辺の国勢調査というものを我々実施しており、その分類に従いまして、回遊性魚類のままに記載させていただいております。

治水の沿革のところでございます。「河川整備計画のため、死者数も富士川流域に特化した数にしたらどうか」というところでございます。今記載しているのが、山梨県内では死者 115 名など、というような書き方になっているところございますが、流域ごとに被害数を集計していないため、山梨県内の被害数を記載しているところございます。

次でございます。「2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項の現状と課題」の部分でございます。22 ページ 5 行目です。「9 月 1 日に横川等は特定都市河川に指定されたので、この内容を記載していただきたい」というご意見がございまして、その内容について記載させていただきました。原案の時点だとまだ検討しているところございました。

次でございます。7 番目、「2.2 の河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題」のところでございます。23 ページの 25 行目でございます。「図 7 にある放水路の自由水面が存在しているので、発電用水は直接駿河湾に流入しているわけではありませんということと、図に合わせた表現に文章をしておくべきではないでしょうか。発電用水が直接駿河湾に放流されているのであれば、水利権の許可をすることができなくなるのではないのでしょうか。」というご意見がございました。図の放水路は発電用水が流れており、駿河湾に放流されているため、直接放流されていると記載しているところございます。また、水利権は特に問題ないところございます。

次でございます。「2.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題」のところございます。25 ページの 13 行目のところございます。「『川幅が広いものの、流路幅は狭く、瀬が連続し、明瞭な瀬・淵が少ない』というところと、下の方に書いてある『水域では瀬・淵が形成されて』というところ、瀬に説明について修正が必要ではないか」というところございます。最初を「明瞭な深い淵は少ない」という記載に修正させていただいております。

次でございます。26 ページの 15 行目、「回遊性のカマキリ（アユカケ）等の魚類とあるが、回遊性にも種類があるため、細分化してはどうかというところございます。ここは回遊性でなくてもいい」というところがございましたので、回遊性を削除させていただいております。

次でございます。資料 1 の 11 番目、27 ページの 8 行目になります。「礫河原、砂礫河原が混在している。各々の定義もあいまいであるため、礫河原に統一すべきではないか。」というご意見がございまして、統一させていただきました。

同じ 12 行目でございます。「連続性の確保として記載されているが、具体的に何を指しているのか、これでは一般住民にはわかりません。現行計画で指摘されている河川横断工作物の魚道機能不全または未設置による障害が、平成 18 年以降大きく改善された事実は認められておらず、現在でも明らかに魚類の遡上を阻害し、河川生態に影響を与えています。これらのことから、横断工作物の課題については削除せず、引き続き記載すべき」というところでございます。新旧対照表を見ていただきまして、78 ページでございます。下の方に、「生息及び生育環境の連続性の阻害及び外来種の影響」というところで元の整備計画に記載していたところでございます。この部分については変更案では、「氾濫環境を含む流域全体にあたる生態系ネットワークの形成のため、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場及びその連続性を確保する必要がある」というような書き方にさせていただいているところでございます。ここは横断工作物だけじゃなく、河道を含め全体の連続性を確保する必要があると考え、このような記載になってございます。具体的なものについては、「4.2 自然環境」で「全区間においてアユ、ウグイ等を含む水生生物が遡上・降下できるよう、施設管理者や関係機関と連携し、生物の移動経路の連続性を確保する」という記載をさせていただいているところでございます。

次でございます。本文に戻りまして 28 ページの 22 行目で河川の景観のところでございます。「歴史的施設等は人間がつくってきた文化的景観に含まれる。景観に関する記載の中で、文化遺産といった文言を入れたらどうか」というところで、「文化遺産に関する 施設等と一体となった河川景観を後世に継承」ということで、追記させていただいてございます。

次でございます。14 番目「2.5 近年の豪雨災害や地震災害等を踏まえた現状と課題」というところでございます。「(1) 流域全体であらゆる関係者で取り組む対策」の中で 18 行目、「治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者が尊重しながら」というところで、もともと整備と保全は入っておりませんでした。具体的に書いたほうが良いというご意見がありまして、整備と保全を入れたというところがございます。

次でございます。15 番目でございます。33 ページのところ「(2) 気候変動の対応策の推進」のところがございます。ご意見は、「河川整備計画においても気温上昇の具体的な数値を明記することで将来を見通すための一定の目安となるはず。変更案にもぜひ明記をしたらどうでしょうか」とございますが、多くの前提条件を含む推計結果の数字を計画本文に記載しておりません。なお、降雨については 2℃ 上昇で降雨量を 1.1 倍としているところを、第 1 回の資料で説明させていただいたところがございます。

次でございます。16 番でございます。「地震が来ると山中を通過して導水管が外れて、山から水を噴き出すリスクがある。複合災害としてこのリスクは乗せるべき」というご意見がございました。複合災害については記載しておりますが、特定の施設の被災に関する記載はいたしていません。

次でございます。「4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標」の部分でございます。40 ページの 15 行目のところでございます。「農業や漁業の持続と生態系保全の両立のため、モニタリングを継続的に実施し、流量の調整に柔軟性を持たせてほしい」というところがございますが、本文の方にもともと、流量の確保にあたっては、流量のモニタリングを継続的に実施し」というふうに記載してございますので、「そのまま記載してございます」という回答になってございます。

40 ページでございます。「発電所の取水量が多く、夏季や渇水に河川水が著しく低下している状況がある。発電用取水の流量を調整し、一定の維持流量を確保する明確な数値目標や計画を入れ込むべき。」というところがございますが、今回の整備計画の中で、この減水区間については、当面の目標と維持流量について記載させていただいたところがございます。

次でございます。「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」の部分でございます。「アユは歴史的に見ても富士川を代表する魚種であり、現在回復傾向にあるものの、いまだアユの生息環境として良好とは言い難い状況が続いていることを踏まえると、これからの富士川の河川環境を整備・保全する上でやはり外すことのできない代表魚種と考えます。」というようなご意見と、下でございますが、「富士川らしさでイメージできるのは尺アユや日本三大急流というワードだと思うので、富士川らしさを取り戻すとともに、環境や教育といった側面から、富士川にはこれからの地域振興を担う存在であってほしい」というようなご意見をいただいております。こういったご意見を踏まえて、「アユが生息しやすい川づくりに活気あふれる魅力的な河川を目指すなど、富士川流域での地域振興を支援する。」というところを記載させていただいたところがございます。またアユについては、河川区分の代表区間の中にもともとアユを入れておりましたが、アユがいる環境もございまして、アユを記載させていただきました。一番下の方の河川環境の目標の中で、「全区間において、アユ・ウグイ等を含む水生生物が遡上・降下できるよう施設管理者や関係機関と連携し、生物の移動経路の連続性を確保するとともに生息・繁殖の場の質の向上を図る」という形で記載させていただいたところがございます。

次 21 番目でございます。43 ページです。「定量目標は下流部の礫河原のみの設定であり、今後さらに各種環境項目の定量目標を各流域で設定していただくことが望ま

れる」というところがございます。今回は代表区間を目標に環境全体の底上げを図ることを、基本的な考え方をさせていただいているというところがございます。

続きまして同じ 43 ページの 10 行目のところがございます。「ミナミメダカは流れの速い笛吹川本川に生息していないのではないか」というようなご意見がございました。基本的に水辺の国勢調査の結果を元に確認されている種を記載しているというところがございます。

次でございます。同じ 43 ページの 14 行目でございます。「アユ、ウグイ等の回遊魚が遡上及び降下できるよう施設管理者や関係機関と連携し、移動経路を確保する必要がある」と記載あるが、魚以外の移動も考えられるから記載してほしい。」というところで、「アユ・ウグイ等を含む水生生物」という記載に変更させていただいております。

次でございます。43 ページの 23 行目から河川利用について記載してございますが、「富士川の殆どの進入口に国交省によりポールが設置され、車による水辺までのアプローチが困難。水辺に近づきやすいかわづくりにしてほしい。」というところがございます。「人と河川との豊かなふれあいの確保については、沿川地方公共団体が立案する地域計画等との整合を図り、自然環境の保全を考慮し、ユニバーサルデザインに配慮した河川空間の形成を推進する」ということで記載させていただいております。

次でございます。「5 河川の整備の実施に関する事項」に入ります。「5.1 河川の工事の目的、5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」のところがございます。45 ページ 8 行目。「洪水がなくても河床が動くため、川のあり方を考慮しながら整備を進めることが重要である」というようなご意見いただきまして、土砂動態を把握し、現況河道を評価した上でというところで、整備の実施の条件を記載してございます。

次でございます。「(1) 流下能力を確保するための対策」。46 ページでございます。「河道掘削によって安全流下させることが可能であることを、流域市町村や広く県民にもご理解いただくためには、もう少し詳細な説明を別途いただく必要があると考えてございます」というご意見ございました。今後、河道掘削の詳細について検討し、流域住民の皆さんに、整備内容等を示させていただきたいと思っております。

次でございます。46 ページ 19 行目でございます。「掘削にあたっては、取水施設にも考慮することを明記していただきたい」というご意見ございました。ご指摘を踏まえて、「既設の橋梁や護岸、取水施設等に配慮する」という記載をさせていただきました。

次でございます。47 ページ 1 行目でございます。「流路に関わる施工に関し、濁水発生防止について、整備計画でも『良好な環境の保全』という抽象的な表現に加え『施工に伴う濁水発生抑制に努める』等の記載をしてほしい」というご意見がございました。ご指摘を踏まえ、「工事の実施に当たっては濁水の防止に努める」というふうに記載させていただきました。

次でございます。危機管理対策のところでございます。49 ページの 10 行目のところでございます。「情報網整備についての記載の中で、情報の伝達先を関係機関としているが、情報の種類によっては一般住民への公開を進めるべきと考えるが如何か」というところでございます。ここでは光ケーブルの接続を関係機関とという形にしてございます。他の場所で河川情報の収集と伝達など一般の方にも周知するということは記載させていただいているところでございます。

次でございます。資料 1 の 6 ページになります。30 番目、「5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項」でございます。「河川環境は、工事等の実施後に直ちにその効果が発現せず環境の形成に時間を要するとあるが、『直ちにその効果が発現せず環境の形成』の意味が分からないため、説明を書いてほしい。」というところで、ご指摘を踏まえ、「河川環境は工事の実施後ただちに回復せず、それに時間を要する」という記載に修正させていただいているところでございます。同様の記載を「5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項」の 2 カ所において修正させていただいております。

次でございます。「(2) 動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出」というところでございます。「河床環境を改変させないために、河積確保のための土砂撤去及び砂利採取において『粒径組成が変わらないよう、配意する』、『玉石の保全に努める』等、治水安全度向上と共に河川環境の保全を目指すことの記載を追加すべき。」というようなご意見がございました。同じく、「水生生物の生息環境保全のためには『流路形状の保全と掘削による玉石搬出の抑制』や『河道掘削後に巨礫を残すなど』記載してほしい。」というところがございました。こういったご意見を踏まえて、「河道掘削などを行う上では、瀬や淵等現状の流路の形状の保全に努め、河道形状の工夫や、発生した巨礫や玉石を可能な限り再配置する」という記載をさせていただきました。

次でございます。33 番になります。50 ページのところでございます。「エコトーンではきちんと説明しないと汽水域のイメージがあるので、『冠水頻度に応じた』のほうが良い」というご指摘を踏まえて、冠水頻度に応じたという記載にさせていただいているところでございます。

次でございます。51 ページ 15 行目でございます。「『瀬・淵の環境に留意し、保全・創出を図ってく』を『瀬・淵の環境に留意し、保全・創出を図ってゆく』としたらどうか」というご意見がございました。ご指摘を踏まえて、「瀬・淵の環境に留意し、保全・創出を図っていく」に修正しているところでございます。

次でございます。50 ページのところでございます。全般ですが、「創出とは『新たに作り出す』の意で、都市河川で河川敷を公園河川利用する等、従前にはない環境を人為的に作り出す場合に用います。しかし、富士川における本計画の趣旨は、環境の『保全』又は『復元』であることから考え、『創出』は不適當であり、文言を修正すべきです。他の整備計画との整合性から修正しない場合であっても、『創出』を用いるのであれば、新たな環境は新たな外来生物の定着を誘発する可能性が高いことを踏まえ、その配慮について記すべきです。」というご意見がございました。基本的には保全・創出という書き方をさせていただいてございますが、「5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項」のところ、配慮事項を記載させていただきました。

次でございます。「(3) 人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備」でございます。「水辺拠点や親水空間を整備し、住民が川に親しみを持つことが、防災意識と自然保全の両立につながると考えます。」というご意見をいただいております。

「人と河川との豊かな触れ合いの確保については、自然との触れ合いやスポーツなどの河川利用、環境学習の場等の整備を関係機関と調整し、実施する」というふうに記載させていただいているところでございます。

次に 7 ページでございます。「5.2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所」でございます。「洪水がなくても河床が動くため、順応的管理が必要である」というご意見をいただいているところでございます。河川の整備については順応的な管理が必要でございますので、順応的な管理を追加させていただきました。

38 番目、53 ページ、18 行目でございます。「河道計画と記載があるが、河道計画とは河川整備計画を指しているのか。そうでないのであれば、書き方を修正した方が良いのでは？」というところでございます。ご指摘を踏まえまして、整備内容を見直すというところで、文章を直させていただいているところでございます。

次でございます。同じ 53 ページの 22 行目、「『デジタルトランスフォーメーションを推進し』とあるが、具体例を追加してほしい」という意見がありました。三次元管内図データの活用など具体例を追加させていただいているところでございます。

次でございます。同じ 53 ページ 25 行目。「『これらの実施に当たっては、動植物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出を図る』とありますが、どのような動植物を対象としているのか明記してほしい」というところで、「その場に適した生態系の保全・創出を図る」という記載をさせていただいたところでございます。

次でございます。58 ページの 8、「5.2.1 洪水高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項」の、「(6) 河川における基礎的な調査及び研究」というところでございます。「総合的に管理していくため」という同じような文章が上下に書いてあったところを統合させていただきまして、「今後の気候変動や影響に伴う水害の頻発化、激甚化や渇水の頻発化、長期化、深刻化、様々な事象まで想定し、追加で調査が必要な項目として、流域の降雨量や降雪、融雪量、時間、降雨の時間分布、地域との分布等のモニタリングを実施する」というところを記載させていただきます。下に書いてあったのが、上に来たというところでございます。

次でございます。42 番。「7) 水害リスクの評価、水害リスクの情報の共有」でございます。「水害リスク情報を不動産業界とも共有するため、具体的な取り組みを記載してほしいという」ところでございます。床上浸水と災害頻度に関わるリスクの有無など、水害リスクを評価し、地方公共団体、企業及び住民等とホームページ等通しての「ホームページ等を通じて」の部分が追加になっているというところでございます。

次でございます。65 ページ 1 行目でございます。「過去の洪水被害の記録を計画に追記されたことは大変有意義です。これを単なる歴史資料にせず、防災教育に活かして地域に伝えていく仕組みを計画に盛り込んでいただきたいです。」とご意見がございました。ご指摘を踏まえまして、「出前講座等を活用しながら、過去の洪水による被害を踏まえて水害リスク等の防災知識の普及に努める」ということで記載しました。

同じ 65 ページ 3 行目、「気候変動による洪水リスクの増大に対応するための見直しを評価いたします。その上で、避難計画や地域の防災訓練と連動する施策を進め、計画が住民の日常生活に活かされるよう望みます。」というご意見で、ここはもともと「住民参加型の避難訓練等を関係機関と連携して推進する」と記載をさせていただいているところでございます。

次でございます。「5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」というところでございます。「『水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行う。』と記載されているが、水利使用許可を行う河川管理者としては『河川整備基本方針で定められた流水の正常な機能の維持を図るため、利用の適正化を図る』ことが、整備計画の基本方針であると考えますので、『水利の実態に合わせた』の文言の記載については検討すべき必要があります。」というご意見がありました。もともと適正についていうところが強めで我々は考えてたんですが、ご指摘を踏まえまして、「水利の実態を踏まえ、適正に見直しを行う」と、語順の変更させていただいたところでございます。

次でございます。「維持流量の、いち早い履行を強く希望する。水利権更新時や中期目標に囚われることなく、整備基本方針で定められた維持流量を確保するよう、水利使用者との協議を早急に進めていただきたい」というところでございます。ここでは「早期に確保すべく」というところを追加させていただきました。

次でございます。「維持流量及びその中期目標をいつまでにどの程度達成するのが明記されていません」というところでございます。「早期に確保すべく、関係機関と協力しながら、流量確保に向けた取り組みを行っていく」という記載にさせていただいてございます。

次、48番目でございます。「早期に正常流量を決定し、実施に向けたタイムスケジュールを公表してほしい」というご意見がございました。正常流量というものが流水の正常な機能を維持するために必要な流量を略して、正常流量でございますので、これについては記載させていただいているというところでございます。

次でございます。67ページの1行目。「気候変動による渇水期の河川流量減少リスクも対応した計画を盛り込んでほしい」というところでございます。渇水対応については「異常渇水を含め渇水対策が必要となる場合は、関係水利使用者等で構成する協議会等を通じ、関係水利使用者による円滑な協議が行われるよう、情報提供に努め、必要に応じて、水利使用の調整に関してあっせん又は調停を行う」とさせていただいているところでございます。

次でございます。50番目「5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項」、「(2) 自然環境の保全」でございます。河川環境は先ほどのものと一緒でございます。同じような文言がございますので直してございます。「河川環境は、工事等の実施後直ちに回復せず、それに時間を要する」というところで記載してございます。

68ページの15行目「『アユ・ウグイ等の回遊魚は遡上・降下できるよう』という記載があるが、魚以外の移動も考えられるから記載してほしい」というところで、アユ・ウグイ等を含む水生生物というふうに修正させていただきました。

次でございます。68ページの21行目。「外来生物や特定外来生物は河川内だけでなく周辺域とも連続しています。したがって、『外来生物や特定外来生物の駆除や監視は、河川内のみではなく連続する河川周辺域にも留意し、必要に応じて関係機関や市民とも連携して良好な河川環境の創出と維持に努める』のような意味の文言がこの場所かどこかにいれていただけるとよいかと思います。」というご意見がございまして、ご意見を踏まえまして「ハリエンジュやアレチウリ等の外来生物や特定外来生物の駆除や監視を行う。実施に当たっては、河川内のみではなく連続する河川周辺地域にも留意し、必要に応じて関係機関や市民とも連携して良好な河川環境の創出と維持に努める」という記載にさせていただきました。

53 番目、59 ページ、15 行目でございます。「歴史的治水施設等は人間がつくってきた文化的景観に含まれる。景観に関する記載の中で、文化遺産といった文言を入れるべきである」というところでございます。ご指摘を踏まえて、「歴史的治水施設による文化的景観など優れた河川景観を有している」という記載をさせていただきました。

次でございます。環境教育の推進でございます。69 ページ 20 行目「富士川流域の豊かな自然環境は子どもたちへの贈り物です。外来種対策を進めると同時に、地域住民や学校と連携して『川の学びの場』を増やし、自然を守る意識を育ててほしいです」というご意見がございました。「環境教育や自然体験活動等への取組について、河川協力団体、市民団体、地域の教育委員会、学校や民間企業等、関係機関と連携し、推進する」という記載をさせていただいているところでございます。

次でございます。「6.その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項」。流域全体を視野に入れた総合的な河川管理と流域全体を取り組む対策というところがございます。ご意見として「霞堤は重要です。連続堤も重要ですけども、霞堤も重要です。今年の9月に横川他4河川が山梨県では指定されて、流域治水や総合治水は一生懸命、県ではやっています。だから国でも、流域治水など総合治水的には是非頑張ってもらいたいと思います」というご意見がございました。ここに「霞堤等の既存施設を活用した取組など、流域治水・水利用・流域環境間で利益相反する課題について調整を進める」と記載させていただいております。

次でございます。「6.2 総合的な土砂管理」のところでございます。「『濁水の長期化』が課題としてあげられているが、その後の目標や留意事項等では全く触れられていません。課題は解決していないので記載の必要があると考えます。」というところがございます。ご指摘を踏まえて「濁水の状況把握」というところを記載しました。

流域住民の関係機関との連携・協働でございます。「関係機関が集まる富士川の未来に向けた前向きな話し合いの場が必要だと思う」ということでございます。これも「河川協力団体、地域住民、関係機関及び民間企業等と一体となった協働作業による河川の整備・維持管理等を推進する」というふうに記載させていただいたところがございます。

次でございます。72 ページの1行目、「今後さらに広報活動にも力を入れてほしい」ということがございました。ご指摘を踏まえ、「河川に関する情報を流域住民に幅広く積極的に提供、共有する」を追記いたしました。

59 番目でございます。「河川は野生動物が街と山を行き来するバイパスのような通行帯となります。山の野生動物（鹿、サル、熊、狸等）が街に現れ社会問題となっており、野生動物の対策なども考慮してほしい」というところございました。ご指摘

を踏まえて、同じところに「外来生物や野生動物等の対策への協力を行う」というところを記載させていただいているところでございます。

次でございます。「6.4 治水技術の技術の伝承の取り組み」でございます。「粗石沈床等の伝統的手法も一部取り入れることを検討していただきたい」というところでございます。ご意見を踏まえて、「伝統的治水工法の意義を学び、後世に継承する」と、治水施設だけでなく、治水工法も追加させていただいたというところでございます。

本文に記載させていただいたのは以上でございます。その他 10 ページ以降、たくさんのご意見をいただいているところでございますが、これについては、今後の河川行政の参考にさせていただきたいと思っております。資料 1 の説明については以上になります。

**【内藤副所長】**

それでは、ご説明いたしました内容につきまして、各県の皆様より、それぞれご発言をいただければと思います。

それではまず山梨県水口様、よろしくお願いいたします。

**【寺沢県土整備部長（代理：水口技監）】**

山梨県県土整備部長の代理として出席させていただいております県土整備部技監 水口でございます。まず富士川水系河川整備計画の変更につきまして、これまで 3 回にわたり、丁寧にご説明いただきまして誠にありがとうございます。

ご説明いただいた内容につきましては、山梨県としては異存ございません。災害が激甚化、頻発化していることを踏まえまして、2 点ほどお願いがございます。

まず 1 点目は第 2 回会議で申し上げましたが、流域住民が安心して暮らせるよう、計画に位置付けられました対策につきましては、早期の実施をお願い申し上げます。

次に 2 点目です。整備計画の中でも記載ございましたが、本県では 9 月に富士川の支川である横川他 4 河川を特定都市河川及びその流域を指定いたしました。今後、関係者と協働しまして、流域水害対策計画の策定を進めていく必要がございます。横川流域における浸水被害の防止・軽減に向けまして、引き続き国土交通省様のご支援をお願い申し上げます。

また国土交通省様、静岡県様と連携しながら、富士川水域における防災・減災対策や流域環境の保全などにも取り組んでいく所存ですので、今後ともよろしくお願い申し上げます。山梨県からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

**【内藤副所長】**

ありがとうございました。続きまして、静岡県 山田様 よろしくお願ひいたします。

**【高梨交通基盤部長（代理：山田河川砂防局長）】**

静岡県 河川砂防局長の山田でございます。

丁寧なご説明ありがとうございました。本県から提出させていただいたご意見に対しましても、反映していただきまして御礼申し上げます。

先ほどの説明の中で、番号で言うと3番、「ニホンウナギ、カマキリが生息・繁殖し」という記載の確認させてください。『「ニホンウナギ、カマキリ（アユカケ）が生息・繁殖している」とあるが、この2種は河川で産卵していないので、アユを追加してはどうか。』というご意見に対して、アユの追加はされているんですけども、この産卵していないという言葉が繁殖と絡めていくのか、ご意見に対する解釈と対応について、今一度ご説明いただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

**【事務局】**

専門家の方からのご意見なんですけど、繁殖という言葉は専門家の方の解釈ではイコール産卵だと認識しているというところがございます。アユは下流で産卵しているので、そこを書きいただきたいというご意見でございました。生息または繁殖という表現は、我々としては産卵も含めてと思っているんですけど、記載している2種は産卵していないので、アユを追加していただきたいというご意見でございました。

**【高梨交通基盤部長（代理：山田河川砂防局長）】**

わかりました。ありがとうございました。

静岡県からの意見ということなんですけれども、本日を含めまして、3回にわたって富士川水系の河川整備計画変更につきましてご説明いただき、ありがとうございました。本県としましてはご説明いただきました内容につきましては、特に異論はございません。その中で2点ほど、お願ひががございます。

1点目は河道掘削により発生した土砂についてですが、堤防整備等への有効活用や、海岸事業、養浜材の活用など、そういった連携を図ることを記載していただいております。前回の県会議でもお願ひをさせていただきましたが、コスト縮減にも努めていただきますようお願ひ申し上げます。

また 2 点目ですけれども、近年県内の富士川につきましては大きな浸水被害は発生しておりませんが、県全体では水災害が、激甚化・頻発化しておりますので、治水安全度向上のため、河川整備の着実な推進をお願い申し上げます。

以上、お願いとなりますが、本県としましても、富士川水系の治水安全度の向上につながるよう引き続き、国土交通省、山梨県、流域市町などと連携しまして、流域治水対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともご支援・ご協力のほど、よろしくお願い致します。静岡県からは以上となります。

**【内藤副所長】**

ありがとうございました。

そうしましたら整備局の方からコメントいただければと思います。

**【関東地方整備局河川部長（代理：石川河川調査官）】**

河川部河川調査官の石川でございます。本日はご議論ありがとうございました。

これまでも度重なるご議論の上、案がまとまったということで、私どもこれから関係機関との協議を進めていきたいと思っております。

今後とも、どうぞよろしくお願い致します。以上でございます。

**【内藤副所長】**

ありがとうございました。

そうしましたら変更案につきましては以上となります。

#### 4. その他

##### 【内藤副所長】

続きまして「4 その他」ということで、「富士川水系河川整備計画変更までの流れ」について事務局よりご説明いたします。

##### 【事務局】

資料2の「富士川水系河川整備計画変更までの流れ」についてご説明させていただきます。本日、第3回目に変更案を提示させていただきましたが、この後有識者会議にもかけさせていただいて、この中で概ねご了解いただけたところであれば、先ほど河川調査官もお話しさせていただきましたが、関係県知事からの意見聴取、関係省庁との協議に移らせていただきまして、変更を進めていきたいと考えてございます。以上でございます。

##### 【内藤副所長】

そうしましたら、本日の議事につきましては以上となります。

構成員の皆様におかれましては、長時間にわたりありがとうございました。本日の議事録につきましては、規約に会議の方は原則公開と書いてありますので、内容をご確認いただいたのちに、関東地方整備局のホームページにおいて一般に公開をさせていただければと思います。

#### 5. 閉会

##### 【内藤副所長】

そうしましたら、これをもちまして、第3回富士川水系河川整備計画関係県会議を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。